

【肉用牛農家・養豚農家・養鶏農家向け】（第3四半期分） 飼料価格高騰対策緊急支援事業の申請について

事業申請するための要件

- ①岐阜県内で家畜を飼養し、令和6年度の間継続して飼養する見込みがある
- ②次に掲げる団体と配合飼料価格安定基金の契約をしていること

| 配合飼料価格安定基金 | 契約先 |
|------------|-------------------------------------|
| 全農系 | ・岐阜県内の各JA（※全農との直接契約も可） |
| 専門農協系 | ・岐阜県酪農農業協同組合連合会の会員農協 ・岐阜養鶏農業協同組合 |
| 商系 | ・（一社）岐阜県配合飼料価格安定基金協会 |

- ③配合飼料の使用量削減に資する取組を1つ以上取り組むこと

申請手続き

事業に参加を希望する者は、あらかじめ準備可能な事業実施報告書などの書類を整え、速やかに下記送付先に郵送してください

(1) 参加申請書送付先

岐阜県畜産協会 〒500-8385 岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館
TEL 058-273-9205

(2) 提出締め切り

補填金の交付がない場合：令和7年1月31日（金）【必着】

補填金の交付がある場合：令和6年度第3四半期の補てん対象通知書を受け取り後令和7年3月3日（月）【必着】

【3月中の支払い終了が必須のため、締め切り後は受付できません！締切日までに書類の不備、不足が解決されない場合も同様です。注意してください！】

(3) 申請に必要な書類

○事業参加申請書

○基金団体から発出される配合飼料価格差補てん金の交付通知書の写し

- ・令和6年度第3四半期の契約数量・補てん対象数量の記載があり、通知書の宛先と申請者が一致している事が確認できる写し
- ・岐阜県内の複数基金と契約がある場合は、その全て写しを提出する事

○岐阜県以外でも家畜をしている者は、補てん対象数量のうち岐阜県内で飼養する家畜に給与する分の数量であることが分かる書類

○第1四半期分から振込口座変更する場合は、奨励金の振込先口座の写し

- ・電算処理を行うので、普通預金の場合は、通帳の表紙と1ページ写し
- ・当座預金の場合は、口座名義人及び、金融機関・店・口座の各番号がわかる書類

基金の交付通知書は、申請に必要な書類のため、大切に保管しておいてください。